

# 神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学 研究科長期履修細則

(2009年4月1日)  
(制 定)

改正 2011年4月1日

2014年4月1日

全改 2021年4月1日

## (趣 旨)

第1条 この細則は、神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科規則（以下「研究科規則」という。）第5条第4項に基づき、修士課程において、標準修業年限2年を超えて修業年限を3年又は4年、博士後期課程において、標準修業年限3年を超えて修業年限を4年、5年又は6年とする長期履修制度（以下「長期履修制度」という。）に関する事項を定める。

## (申請資格)

第2条 長期履修制度の適用を申請できる者は、研究科規則第5条に定める研究科が行う入学試験に合格した者（以下「入学予定者」という。）で次の各号の一に該当し、神戸学院大学大学院学則（以下「学則」という。）第3条第1項及び第2項に定める標準修業年限内での修業が困難な者とする。ただし、単位の修得状況や学位論文の執筆状況などにより修了が延期となる者（いわゆる修了延期者）及び入院、療養、出産、長期出張、海外留学等の事由により一定期間履修することができない者を除く。

- (1) 職業を有し、就業により、著しく学修時間の制約を受ける者
- (2) 家事、育児、長期介護等により、著しく学修時間の制約を受ける者
- (3) その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると認められる者

## (長期履修期間及び在学年限)

第3条 長期履修制度の適用を許可された学生（以下、「長期履修学生」という。）として標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とし、長期履修学生として認められた入学予定者の長期履修期間は、修士課程において4年以内、博士後期課程において6年以内とする。

2 修士課程の長期履修学生においても、学則第27条第1号に定める最長在学年数4年を超えて在学することはできない。

3 博士後期課程の長期履修学生においても、学則第27条第2号に定める最長在学年数6年を超えて在学することはできない。

## (申請手続)

第4条 研究科に入学することを認められた者で、長期履修制度の適用を希望する者は、入学前の所定の期間内に、長期履修を必要とする理由等を記載した長期履修許可願及び年度ごとの履修計画等を記載した長期履修計画書に、次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号に該当する者は、在職証明書又は在職していることが確認できる書類
- (2) 第2条第2号又は第3号に該当する者は、当該事実又は事情を証する書類
- (3) その他総合リハビリテーション学研究科長が必要と認める書類

## (許 可)

第5条 前条の申請について、研究科委員会（以下「委員会」という。）は、学則第3条の2及び研究科規則第5条第3項の規定に基づき、当該申請者に対して長期履修制度の適用を許可することができる。

2 長期履修を許可した場合は、長期履修学生許可書により通知する。

## (授業料等)

第6条 長期履修学生の学費は、学則第31条の4に定める学費の総額を、長期履修学生として認められた長期履修期間で分割して納入することができる。

## (履修計画)

第7条 長期履修学生の授業科目の履修については、指導教員から十分な指導を受け、計画的に柔軟な履修計画を立てるものとする。

## (長期履修期間の変更)

第8条 長期履修学生が、許可された長期履修期間の延長又は短縮を希望する場合は、許可を受けようとする学年開始の前年度2月末日までに、長期履修期間変更申請書に必要書類を添えて、委員会に提出し許可を受けなければならないものとする。ただし、長期履修期間の変更は、修了する予定の学年時における延長の申出はできず、また、標準修業年限より短縮することはできない。

2 前項に定める長期履修期間の延長は、1年単位

で、在学中1回限りとする。

- 3 変更申請が許可された場合における授業料その他納付金の額は、別に定める。

(長期履修の許可の取消し)

第9条 長期履修学生が、学則、若しくは諸規程に違反したとき、又は長期履修に関し虚偽の申請をしたときは、委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。学生の本分に反する行為のあつたときも同様とする。

(改正)

第10条 この細則の改正のほか、この細則の実施について必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この細則は、2021年4月1日から施行する。ただし、2020年度以前の入学生は従前どおりとする。